

道路交通保安の徹底

太田 勝 彌

近時道路の交通と自動車の異動なる發達に伴はれ、交通事故は激増を來し、年々巨額の財寶と左の如き犠牲を拂はれて居る。

年數	事故件數	死者數	負傷者數
昭和元	四四、二四六	二、〇三五	三〇、二八二
二	四九、一一五	二、〇八三	三三、二二二
三	五五、五三三	二、三二一	三六、八五四
四	五八、〇七七	二、四四八	三九、六三三
五	六三、四一一	二、五三六	四三、六二一
六	六八、八二〇	二、五七三	四六、三三〇

此の中に自動車の關係する事故は實に六割四分の多きに昇り、是れに次ぎて自轉車は一割六分、牛馬車は僅かの三分に過ぎぬと云ふにありましては、如何にして高速度交通

の保安に當る可きかは現今の重大問題として慎重考慮すべきことであります。

米國にては交通事故に因る犠牲の餘りに過大なるを憂ひ、是れが防止は一國の消長にも及ぼすと迄唱へられ、一種の國防問題として扱はれたることもあつたさうであります。我國に於ても夙に之が對策に腐心せられ、近年諸施設の改良と共に、交通取締は一層嚴重性を加へ、反面地方青年團又は各種團體等の交通整理に出勤する等官民擧げて防止に努めらるるも、逐年増加の傾向あるは眞に遺憾の極であります。

私は茲に道路交通保安の徹底と題し、聊か其の私見を述べたいと思ふ。

道路交通監督機關の設置を要す

先づ道路交通保安の徹底を期するには一般民衆と交通業者並に關係技術家の三者が協調して精神的にも技術的にも訓練と研究に當る可きが最も必要であらうと思ふ。

此の三者協調の連鎖として道路交通監督吏員なる機關を設置し、道路交通關係の綜合的取締と指導監督の事務に專任せしむべきであると思ふ。

勿論此吏員には交通技術に最も精通し且つ熟練せる技術者を以て當てるべきで、其の性質上より見れば永年勤続せる優良なる自動車運轉手より選抜して當るを最も適任なりと思ふ。

即ち其の資格は普通免許を得て、實際運轉に従事する事五ヶ年以上、無事故にして、品正技術優秀、身元確實なる者より、數學、國語、地理等の普通學科目及人物考査等の試験を課して選抜し、是れに或る期間道路及交通警察上必要なる法規一班、土木工學、陸上交通機關學等の大要、經濟學大要、國民道德等各專門大家に依りて教養し、交通監

督者として遺憾なく養成されたる者であらねばならぬ。

固其の執務は道路交通保安上廣汎に涉るものなれば、路政當局及地方緊密なる連絡を保ち、常に交通量、道路及附隨工作物を調査し必要なる箇處には秤量器を備へて、通過車輛の重量を検査し、又は速度を制限する等交通保安に最良の方策を講じ道路、橋梁其の他工作物の改修に際しては使用者としての意見を土木當局に提議し有効適切に計るべきである。又人、車馬、緩高速別等路上交通に秩序する交通整理と訓練の徹底を計り、直道に横道、其の他より急速突入する等の不注意通行を絶対に禁じ、保安規則の遵守と勵行に努めなければならぬ。

自動車の取締には斯業の識者に就きて最新の學術を研め是れを基礎として運輸技術の向上と道路保全に資する爲め隨時通行車輛に添乗して、實際に運轉手の技術と従業員の執務振りを調査指導し且つ其の車輛の構造機構等の良否並に道路面の状態等をも併せて調査と保持に當るべきである。

又交通業者の會合或は總會等には努めて臨み、指導訓示を徹底せしめ、賃銀の協定、従業員の待遇並に報酬又は休養時等保健と經濟に立脚して協議を遂げ事業の發展を阻害する無益な同業者間の競争等を未然に防止して圓滿なる發展に導くべきである。

其の他事故の原因を探究し頻發する箇處には直接監視して實際の取締と指導に努め其の禍根を除かねばならぬ。

上局は是等吏員より絶えず業務狀態等の報告を蒐集し、最良方針を指示する等、機關の絶對的職能を發揮して交通の發展と公安の保持に善處すべきである。

精神的の訓練を徹底せよ

現今事故防禦策として道路の改修に最も意を注がると伴に交通業者の一部的には甚敷取締を嚴重にさるるも、他面に於ては毫に青年團等の公德運動に準據するのみにて尠からず偏重の嫌あらざるかと思はれる。

交通文化の犠牲を防ぎ、且つ國家の血脈として祖宗以來神魂を注ぎて粒々建設せられ投下資本實に六十億と云ふ國

家の貴寶たる道路に就きては萬民深く看視の意を注がねばならぬであらう。

年々被害者の中に多數の幼兒が痛ましき慘禍を蒙りつゝあるのは、明かに一般の交通知識に缺如するを語るものにして、此の蔽を矯めんとするには其の根底から精神的の訓練を施さねばならぬ。

先づ兒童用教科書中にも『道路』の一課を挿入し、其の重要性を知らしめ、交通道德と道路愛護誠心の涵養に資せんか交通は自發的に整理せられ、過日は路中に戯れ居たりし幼兒等も心境一變して、路側に散りたる一粒の砂礫も拾ひ、路面損傷箇處に充てる等の徳化するを想はれるではなからうか。

又同書中に『航空機と自動車』の一課を挿入し、機械と發明知識に就きて早くより養へば其の實績は見る可きものがあらうと思ふ。

青年團其の他公德團體等は會合其の他總會等に交通界の識者を招き知識の向上と整理方法の實際を研め、各團體の

社會的に機能を大いに發揮せしむ可く一般交通道德の徹底に寄與すべきであると思ふ。

斯くすれば現在の如く路上に散在する不道德なる雜品其の他の障碍等は一掃されるであらう。バーナードショーが本邦の街路を指して『宛も物置に住めるが如し』と評せるを、敢然訂正すべく當らねばならぬ。

技術的の訓練

技術的訓練として最も重要なるは交通の統制と信號制の確立である。

即ち歩行者は路面の最左側を往き、緩高速の順に中央部を通行し、牛、馬車其の他如何なる牽引又は運轉者と雖も其の進路方向を示す手信號(又は適當なる方法)を表示することとし、曲角又は不透視路を往くには必ず警報すべきであると思ふ。

自動車には現在行ひつゝある方向指示信號の他に警笛の取扱方法を整し、左の如き警笛信號制を創り、有害なる濫鳴を廢すべきである。

進行開始する時は必ず注意の短笛一聲曲路通過又は注意を促すには長鳴を廢し、短笛を間隔置きに二、三

聲曲路進行の際斯くの如く警笛を使用すれば自己の警報傳波に兼ねて間隔中に他方よりの警報をも聽取し得られる、前方の行人等に注意を促すに短笛を以てすれば從來の如く高聲にて避讓を強要するが如く聽かるゝ不快を感じしめず、速かに危機を避け得られる。

警笛の濫鳴は歩行者に對し徒らに不快と反抗心をのみ抱かしめ、反つて避讓を遅らしめ危険を重加するものである。

前者を追越す可く其の避讓を促すに、適度 二聲とすれば從來の濫鳴により徒らに運轉手の神經を興奮せしめ、動もすれば反感的行動に出で、競争行進に陥るが如き暴舉を防ぐに至るであらう。

自動車連續行進中又は其の他に於て前車に停止を促す時 適度一聲短三聲

連續行進中等に於て偶必要生じ前者に停止を求むる場合、從來は何の信號方法も無く警笛の機能は全く其の意を表はさず全く不能とされしも斯の如く制定すれば完全に達せらるであらう。

次に雑多なる警笛音色を統制し、許可速度の高低別又は重自動車、軽自動車別等に使用警笛の音色を分類して使用を統制すれば運輸能力と道路面の効率に至大の關係を齎すであらう。

又警笛は自動車の前端に取付發音の傳波を有効ならしめ、且つ取扱に便する爲押釦等は單に指頭を觸れれば足るものとなし、是を運轉手の常に握れる操舵輪の最も近き輻に装置して操舵中と雖も容易に拇指を觸れて使用される様すべきであらう。

自動車の進行中行違其の他に於て運轉手が往々にして片手を舉げて敬禮を交す慣習あるのは業者相互の感情を融和するものとして賞すべきも、自動車の進行速度は次の如き高速を以て

時速哩 一秒當り呎

- 一五……………二二
- 二〇……………二九
- 二五……………三六
- 三〇……………四四
- 三五……………五一
- 四〇……………五八

一秒時の瞬間にも驚く可き距離を馳けて居るのであり、而も狹隘なる歩車混用の道路を兩手の握る操舵によりて進路を保つものである。

車輛の行違には普通進行に二倍せる危険を伴ふものにして半限されし進路の前方に突然の障碍又は對向車の直後より横斷者等出現の急を見んか敬禮の爲に片手を外したる操縦は重大なる危機を醸すものである。

運轉手の敬禮には細心の注意を以て操舵輪を握り、前方注視に支障無き程度に低頭し、誠心より敬意を表するものとすれば、其の責務の上に於て國家の干城が捧銃の禮に何

等異色なしと思ふ。

或る識者の計算に依れば運轉手が制動機を掛けてより停車迄に要する自動車の制動距離は、

時速哩	四輪制動機の場合 に要する距離	二輪制動機の場合 に要する距離
一〇	六、一七	九、二
一五	一三、九	二〇、八
二〇	二四、七	三七、〇
二五	三八、六	五八、〇
三〇	五五、五	八三、〇
三五	七五、六	一一三、〇
四〇	九八、七	一四八、〇
五〇	一五四、〇	二三一、〇

となつて居る。固自動車の制動距離は天候、路面の粗滑、車體の良否、荷重の輕重、技術の優劣等の關係に因りて甚敷く相違すれ共右表の如く普通速度の二十哩に於て完全なる車輛も尙ほ二十五呎の制動距離を要するものなれば、一般の自動車に對する理解を大いに高めなければならぬ事と思ふ。

運轉手の統制と自動車の改造

現在運轉手の數は自動車總數の數倍に及び、尙年々自動車増加率の幾割かを超えて激増しつゝあり。

而して業界に完全なる監督機關の確立無き故因ではあれ、此の異常なる膨脹數は常に彼等の生活上に大なる壓迫と不安を齎し、榮進の道とて設け無ければ士氣は固り沮喪し、備主等の無暴なる酷使にも唯黙々として委せ、繁激なる業務なれ共休養すら充分に得られず、言語に絶したる長時間運轉を強られ、過勞に因る交通事故の昨今漸く頻發を見るに云ふ、人道問題として忽ならざる状態に立ち至つたのである。

茲に何等か對策を圖らざれば交通界の前途は全く暗澹たるものであらう。
殊に先般自動車取締令の改正に當り、從來運轉手免許の甲乙制度は廢止せられて、一律の普通免許制度施行以來、運轉手の一部には往往にして既に我が事成れりと許りに安逸を貪り、社會の惡評と輕侮も顧不、技術者として不可缺

の研究心すら中絶の態あるは詢に寒心に耐へざることである。

斯の様に沈滞せる運轉手間の空氣を刷新し、漸時瀾漫せんとする交通慘禍の根源を絶たんとするには運轉手の統制こそ最も必要であると思ふ。

若し是れに技術的の統制を施し、普通免許を得て最初の實際就業二ケ年を三等運轉手と命じ比較的輕量又は低速自動車の使用と制限し、經過良好なるを以て、次の二ケ年を二等運轉手と命じ普通型車輛の使用を許可し、而して成績良好なるものを一等運轉手と命じて重輕各種自動車運轉を許可するものとし、此の間に不良又は悪性事故發生あらば其の性質の如何によりて期間を加減する等賞罰法を併用せる階級制を設け、五ケ年以上良好に經過せる者には前述の交通監督吏員の受験資格を付與する事となし、且つ此の階級を區別するに簡明なる徽章を交付し（軍隊の肩章を大にしをる如き）該運轉手の乗務する車輛の前面に掲示する等とせば實に取締上の至便なる計りでなく彼等は大きいなる

希望を得ることとなり、相互戒しめて奮起する事革正見る可きものありと思ふ。

最近自動車の製造様式は漸次に發生馬力増加され機關部及是れに伴ひて放熱器等の構造は著しく増大せられ、車體の形態に流線型を施すに至りし爲、運轉の展望窓は次第に位置を高められ視界を甚敷狭めて運轉に尠不阻害を來し取扱上甚だ遺憾の傾向にあり。

固自動車は世界製産額の九割を占むる、自動車と道路の王國たる米國に於て廣大なる道路の所有者として誇れる、米人の嗜好の下に考案せられしものにして、我國民の身長及道路の其れとは同日して語り得ざるは何人も感知の管であらう。

如何に模倣性の國民とは云へ、此の不合理と危險を默して、國家の經濟難の秋、年々巨額を海外に拂ひて自動車の輸入を仰がねばならぬとは甚だ遺憾の事と思ふ。

宜敷此做を革めて國情に叶ひ展望及輪距等には充分なる考慮を拂ひ、從來の詰込主義により運轉席に雜品を載積し

て操縦を阻むが如き敝習を廢すべし、車體後方に適當なる荷箱を裝置する等改善せる自動車を我國に於て製造するは現下の急務とする處であらう。

結 論

以上甚だ拙文にして論旨不徹底なれ共、交通保安は常に局部的運動によりてのみ支持さるゝものに非らざるを解し得らるでせう。蓋し交通は現下の經濟生活は不可欠のものにして是れが改善と統制は國運の進展にも關し、一般の蒙る福利に甚大なる影響を與へるものであります。

道路は單に路政當事者にのみ委ぬるものに非ず、全般以て是れが管理に意を注ぎ、進んで其の改修には交通其のものより推して計る可きもので、所謂路上交通を無視しては道路政策の完全は期し得ず、又道路を無視して交通の統制は望み得ぬと思ふ。

故に交通政策は全般と併行的協力を大いに必要とするのであります。

然し乍ら斯く複雑廣汎に涉る政策の實行には單に法理的

名文の存在のみに委せては如何にしても完全を期し難いと思ふ。

況んや其の進展性の急なるに於ておや、若し茲に何等の實行機關をも設けずして名文の存在のみに委すれば、其は單なる型式論として空文に歸するであります。

故に實行中心機關たる指導本體の設置をなし、其の特色を發揮せしめて、國民協力し是れが活用に努めなば保安の徹底と理想の發展は期して俟つ可しと信じます。了

偶 感

小 島 溪 泉

江山村塢淡烟多
隴畝青々萬物和
不識風塵流轉事
獨尋春色入山阿